

○福島県海岸占用料等徴収条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第百三十一号

改正 平成二五年一二月二〇日条例第一〇五号

平成三一年三月二二日条例第三六号

福島県海岸占用料等徴収条例をここに公布する。

福島県海岸占用料等徴収条例

(占用料等の徴収)

第一条 知事は、この条例の定めるところにより、海岸法（昭和三十一年法律第百一号。以下「法」という。）第十一条（法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第七条第一項、第八条第一項第一号、第三十七条の四又は第三十七条の五第一号の規定による占有又は土石の採取の許可（以下「占有等の許可」という。）を受けた者から、占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

(占用料等の額)

第二条 占用料の額は、別表第一に定める金額に、それぞれの占有の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する月数を十二で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表第一に定める金額を十二で除して得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、年度ごとの同表に定める金額を十二で除して得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円とし、その額が百円以上の場合であつて、一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

3 土石採取料の額は、別表第二に定める金額に、許可採取量の数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て

た額)とする。

4 占用料等の額を算定する場合における端数の処理は、次のとおりとする。

- 一 占用の期間に一月未満の端数があるときは、その端数の期間については一月とする。
- 二 長さ、面積又は体積について、別表第一又は別表第二に定める計算単位に満たない端数があるときは、これを一メートル、一平方メートル、一アール又は一立方メートルとする。

(平二五条例一〇五・一部改正)

(占用料等の徴収の特例)

第三条 第一条の規定にかかわらず、知事は、海岸保全区域及び一般公共海岸区域（水面を除く。以下同じ。）における占用又は土石の採取が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該占用又は土石の採取に係る占用料等については、その全部又は一部を徴収しない。

- 一 国又は地方公共団体が自ら行う公用又は公共の用に供するための海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用又は土石の採取
- 二 漁業又は農業の経営上必要不可欠な施設又は工作物であつて、小規模なものの用に供するために行う海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用又は土石の採取
- 三 その他知事が公益上特に必要があると認める海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用又は土石の採取

(占用料等の徴収の方法)

第四条 占用料等は、占用等の許可をした日から一月後の日を納期限とする納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該許可に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分をその年度の四月末日を納期限とする納入通知書により徴収するものとする。

2 前項に規定する納期限とする日が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十二条に規定する休日、土曜日又は十二月三十一日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期限とする。

(占用料等の改定又は返還)

第五条 知事は、占用等の許可について、当該許可を受けた者の申請に基づき、又は法第十二条第二項の規定による処分により、占用又は土石の採取をすることができる期間その他占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があつたときは、その額を改定するものとし、既に徴収した占用料等の額が当該改定後の額を超えるときは、その超える額の占用料等は返還するものとする。

(延滞金)

第六条 この条例の規定に基づき納付すべき占用料等を納付すべき日までに納付しない者から、当該納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるときは、延滞金を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(過料)

第七条 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、一般公共海岸区域内における占用又は土石の採取に係る占用料等については、海岸法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一〇五号）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県海岸占用料等徴収条例第二条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の占用及び採取の期間に係る占用料及び土石採取料の額についてそれぞれ適用し、同日前の占用及び採取の期間に係る占用料及び土石採取料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年条例第三六号）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成三十一年十月一日前に海岸法（昭和三十一年法律百一号）第七条第一項及び第三十七条の四の許可を受けた占用のうち、その期間が一月未満であって、かつ、その終了日が平成三十一年十月一日以降である場合においては、当該占用における占用料の額に係る福島県海岸占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第二項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

- 3 平成三十一年十月一日前に海岸法第八条第一項第一号又は第三十七条の五第一号の許可を受けた採取の期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料の額に係る福島県海岸占用料等徴収条例第二条の規定の適用については、同条第三項の規定中「百分の百八」とあるのは「百分の百十」とする。

別表第一（第二条関係）

土地占用料

区分		計算単位	占用料基礎額
宅地	営業用	面積一平方メートルにつき	年額 五〇〇円
	その他		年額 二〇〇円
耕作地		面積一アールにつき	年額 六〇〇円
植林及び採草地		面積一アールにつき	年額 三三〇円
電柱建設敷地		電柱、支柱、支線及び支線柱各一本につき	年額 八〇〇円
管類布設敷地	管類の外径が〇・六メートル未満の場合	管類布設一メートルにつき	年額 二五〇円
	管類の外径が〇・六メートル以上の場合	面積一平方メートルにつき	年額 五〇〇円
栈橋用敷地		面積一平方メートルにつき	年額 一六〇円
軌条布設敷地		面積一平方メートルにつき	年額 二二〇円
その他工作物用敷地		面積一平方メートルにつき	年額 二〇〇円
その他工作物を伴わない敷地		面積一平方メートルにつき	年額 八〇円

備考 この表の種目により難いもの又はこの表に種目のないものについては、類似の種目により、その都度、知事が定める。

別表第二（第二条関係）

土石採取料

種類	計算単位	採取料基礎額
砂	一立方メートルにつき	二〇〇円
砂利	一立方メートルにつき	二四〇円

備考 この表の種類により難いもの又はこの表に種類のないものについては、その都度、知事が定める。